

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年12月16日

金 曜 日

号 外(3)

目 次

規 則	
○富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則	1

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年12月16日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第51号

富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則

富山県薬事研究所条例施行規則（昭和60年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)中

「 押出造粒機	360円」
を	
「 押出造粒機（バスケット型）	360円
「 押出造粒機（スクリュウ型）	850円」
に、	
「 流動層造粒コーティング装置	800円」
を	
「 流動層造粒コーティング装置	800円

複合型流動層造粒コーティング装置

4,340円

に改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(くすり政策課)